

令和7年6月市議会定例会 財 務 部 議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件…………… 1 頁
- 2 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例制定の件…………… 2 頁
- 3 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定の件…………… 3 頁

1 富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

[管 財 課]

(1) 趣旨

桜町駐車場、総曲輪駐車場及び富山駅北駐車場について、利用料金制を導入する等の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

ア 利用料金制の導入

桜町駐車場、総曲輪駐車場及び富山駅北駐車場において、利用料金制を導入する。

駐車場の料金は、次の表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が、市長の承認を受けて定める額とする。

(ア) 普通駐車料金

区分	単位	金額(円)
普通自動車等	入場した時から1時間まで ごとにつき 1台	600
上記以外のもの	入場した時から1時間まで ごとにつき 1台	1,800

(イ) 回数駐車券料金

種別	単位	金額(円)
1時間券	11枚つづり	6,000

(ウ) 定期駐車券料金

単位	金額(円)
1月につき1台	30,000

※ (イ)及び(ウ)は、普通自動車等の駐車に限り使用することができる。

イ 特別駐車券の発行許可

市長又は指定管理者は、商業振興上特に必要と認める団体が、駐車場利用者に代わり駐車料金を納付することについて許可できる。

(対象事業「富山市中心商店街2時間駐車サービス券発行事業」)

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[資産税課]

(1) 趣旨

総務省令「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

課税免除の対象となる固定資産の取得期限を、現行の令和7年3月31日から令和10年3月31日とするもの（3年延長）。

(3) 施行期日

公布の日

<参考> 条例の概要

ア 対象分野

(ア) 医薬品関連分野

(イ) 成長ものづくり分野（電子デバイス、高度技術、新素材技術等）

(ウ) 環境、エネルギー分野 等

イ 対象事業者

県知事から「地域経済牽引事業計画」の認定を受けた事業者

ウ 対象固定資産

(ア) 基本的な計画である「富山県地域未来投資促進計画」において設定した「促進区域」において、「地域経済牽引事業計画」に基づき設置又は取得した一定の固定資産（土地、家屋、償却資産）。

(イ) 取得価格の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては5千万円）を超えるもの。

エ 免除期間

対象資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度から3箇年度、課税を免除する。

3 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[資産税課]

(1) 趣旨

地方税法附則の改正により、権利床に係る固定資産税の減額措置の適用期限が延長されたことに伴い、保留床に関する改正を行うもの。

(2) 改正の内容

高度利用地区において、市街地再開発事業により都市再開発法に定める都市計画に適合して、令和9年3月31日までに建築された耐火建築物について、権利床に加え、保留床についても減額対象とするもの。

(3) 施行期日

公布の日

<参考> 条例に定める税率

区 分	不均一課税の率（第1種市街地再開発事業）	
	初年度から第5年度まで	備 考
住 宅	0.933% (税率1.4%の2/3)	床面積120㎡を超える部分について、左記の税率を適用する。
住宅以外	1.05% (税率1.4%の3/4)	第2種市街地再開発事業による場合は、税率0.933%を適用する。

ア 不均一課税

地方税法第6条第2項の規定に基づき、公益上その他の事由により必要がある場合に、条例により一般の税率とは異なる税率で課税することができるもの。

イ 権利床、保留床

市街地再開発事業により新築された建築物において、従前の権利者がその権利に応じて与えられる建築物の部分（床）を権利床といい、保留床とは、それ以外の部分をいう。